

**利用を認められ
なかった方、
利用料金を納付
しなかった方へ**

落選された場合の他にも、申請書類に不備があった場合や期間内に利用料金をお支払いいただけなかった場合は、**お申込みが自動的にキャンセル扱い**となります。

その場合は、令和6年1月9日(火)から令和6年1月17日(水)までの間、キャンセルなどにより空きがある駐輪場の追加受付(二次募集)を実施しますので、再度お申込みをお願いいたします。

**追加受付(二次募集)の詳細は、市政だより1月1日号や看板にてお知らせします。
なお詳細は令和6年1月9日(火)から各駐輪場管理棟および各区役所地域づくり支援課相談班で配布する「追加受付(二次募集)のお知らせ」をご覧ください。**

**その他
(駐輪場の利用に
ついて等)**

- ・ お申込み時に自転車等を『購入予定』と書かれた方は、ご利用開始までに車両を購入してください。
- ・ 当選した方の権利はご家族を含め他の人に譲渡できません。また、受付後、虚偽の申請(125ccを超えるバイクの登録等)が判明した場合、利用承認を取消することがあります。
- ・ 駐輪場をご利用の際は利用証を携帯し、**利用票は後輪の泥除けなど通路側から良く見える位置に貼り付けてください。**
(利用票を貼っていない場合や後かごの下やサドル下のフレーム等の見えづらい位置に貼っている場合、利用者と確認ができずに撤去することがあります。)
- ・ **千葉駅東口第1(地下)、千葉駅東口第3、千葉駅西口第1、海浜幕張駅第1、検見川浜駅第1の利用者には、定期利用カード(ICカード)を貸与します。出入庫の際に必要となりますので、必ず携帯してください。**
(不要になりましたICカードは所管の自転車駐車場管理棟にご返却ください。データを削除の上再利用いたします。)
- ・ 利用票を紛失した場合は、利用証を持参の上、駐輪場管理棟または各区役所の地域づくり支援課相談班で再交付の手続きを行ってください。
- ・ 定期利用カード(ICカード)を紛失した場合は、利用証を持参の上、駐輪場管理棟で再交付の手続きを行ってください。
- ・ **駐輪場を利用しなくなった場合は、利用した月数に応じて納めた金額の一部または全部を還付することができます。(利用証等が届いてから還付申請してください。)** 還付の申請は、**区役所の地域づくり支援課相談班、千葉市役所自転車政策課(千葉市役所本庁舎高層棟3階)に、**
1 本人が申請の場合は本人の身分証明書(代理の方の場合は、代理の方の身分証明書と委任状)、2 利用証、3 自転車等からはがした利用票(ICカードご利用の方はICカードを持参) 4 契約者の口座番号等が分かるもの、5 認印(捺印用)をお持ちください。
- ・ 申込みされていない駐輪場(申込みされてない階層)は、ご利用できません。**申込みされていない駐輪場に駐輪すると撤去の対象となりますので、ご注意ください。**
- ・ 申込みされている自転車がパンク等で利用できず、修理中に他の自転車を利用される場合には、各駅管理棟で、『代車承認』を承ります。詳しくは管理棟にお問い合わせください。
- ・ お申込みされた当人以外の方は駐輪場をご利用できません。また、法人名義での定期利用および居住していない住所でのお申込みはできません。
なお **虚偽の申請が判明した場合、利用承認を取消すことがあります。**
- ・ **令和6年度分の利用登録をされた方の利用開始日は令和6年4月1日(月)です。この日より前に駐車できません。また、旧年度と同じ駐輪場を利用される方は、令和6年4月1日(月)以降に新しい利用票を貼り、旧年度の利用票ははがして破棄してください。**
- ・ **駐輪場内で発生した自転車等の盗難や損傷被害は市で補償しません。** ツーロック(2箇所以上の施錠)を心がけ、場内で不審な人物を見かけた際には、警察までご連絡ください。